

宮城県公報

発行
宮城県
総務部私学文書課
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

宮城県条例の一部を改正する条例
宮城県条例第三十九号
宮城県税条例の一部を改正する条例
宮城県知事 村井嘉浩

条例

宮城県税条例の一部を改正する条例
平成二十五年三月三十日

宮城県条例第三十九号

宮城県税条例の一部を改正する条例

宮城県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四条中、「附則第三条の二第一項」を、「附則第三条の二の二第一項」に改める。

附則第五条の四第二項中、「附則第二条の六」を、「附則第二条の三」に改める。

附則第九条の四及び附則第九条の五を削る。

附則第十一条第二項及び附則第十一条の二中、「平成二十五年三月三十一日」を、「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第十一条の四の三第七項中、「次に掲げるトラック」を、「次に掲げる自動車」に改め、「第一号」の下に、「に掲げる自動車のうち車両総重量が十二トンを超えるもの、第二号」を加え、「第一号」を「第三号」に改め、同項第二号中、「附則第四条の六第八項」を、「附則第四条の六第十一項」に、「附則第四条の六第九項」を、「附則第四条の六第十項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「附則第四条の六第八項」を、「附則第四条の六第十一項」に、「制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(次号において「制動装置保安基準」という。)」を、「制動装置保安基準」に、「附則第四条の六第九項」を、「附則第四条の六第十項」に改め、同号を同項第二号とし、同

号の前に次の一号を加える。

一 車両総重量が五トンを超える乗用車(法施行規則附則第四条の六第八項に規定するものに限る。)又はバス(同条第九項に規定するものに限る。)であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(次号及び第三号において「制動装置保安基準」という。)で法施行規則附則第四条の六第十項に規定するものに適合するもの

附則第十一条の四の三第八項中、「附則第四条の六第十項」を、「附則第四条の六第十一項」に改める。

附則第十六条第一項中、「平成二十五年三月三十一日」を、「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(自動車取得税に関する経過措置)

2 改正後の宮城県税条例附則第十一条の四の三第七項の規定は、この条例の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。